

情報公開制度における権利の濫用について

1 権利の濫用に関する他県の規定状況

	規定状況等	東京都	他道府県	国
①	条例（法）に「権利濫用」の禁止規定あり 解釈運用基準等で権利濫用の開示請求を拒否	×	○（5県）	×
②	条例（法）に「適正な請求及び使用」に関する規定あり 解釈運用基準等で権利濫用の開示請求を拒否	×	○（12県）	○
③	条例に「適正な請求及び使用」に関する規定あり 解釈運用基準等の定めなし	○	○（17県）	（審査基準のみ）

【権利濫用に関する根拠等】

都条例	条例に規定を置いている県等	国における審査基準（総務省）
<p>【条例4条 適正な請求及び使用】 この条例の定めるところにより公文書の開示を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、公文書の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。</p> <p>【施行通達第4条関係】 (3) 著しく不適正な請求及び使用については、権利濫用の一般法理により対処する。</p>	<p>千葉県</p> <p>【条例6条 開示請求権の濫用禁止】 この条例に基づく行政文書の開示を請求する権利は、これを濫用してはならない。</p> <p>【条例解釈運用基準】 開示請求権の濫用であると判断される開示請求については、本条に反することを理由として、当該開示請求を拒否するものとする。</p>	<p>【行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく処分に関する審査基準】 権利濫用に当たるか否かの判断は、「開示請求の態様、開示請求に応じた場合の行政機関の業務への支障及び国民一般の被る不利益等を勘案し、社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであるか否かを個別に判断して行う。」</p>

2 権利濫用事例の類型と具体例

	類 型	具 体 例
①	請求者の言動、請求の内容、方法等から、開示請求の目的が真に公文書の開示を求めるものでない、若しくは公文書の開示を受ける意思がないと明らかに認められるもの	<ul style="list-style-type: none"> ○ 対応した職員に対し、長時間にわたり自身の処遇について、不平不満や苦情を述べたり、職員の取った個別の対応について執拗に説明を求めたりする。 ○ 「開示請求が目的ではない」などとの言動がある。 ○ 正当な理由なく、開示決定通知書の受領を拒否又は返却する。 ○ 開示決定された多くの公文書について閲覧等を行わない。
②	開示請求の手続き等において不適正な行為が繰り返されるもの	<ul style="list-style-type: none"> ○ 対応した職員に対し、「バカ」、「ボケ」等の悪態をつき怒鳴りつける。 ○ 「酔ってホームを歩かないほうが良い。」等の脅迫的言動等がある。 ○ 開示請求に係る公文書の件名又は内容に「～の理由・根拠」、「～の一切」と記載するなど、対象公文書の特定が十分とは言えない不明確又は包括的な請求を繰り返す。
③	実施機関の事務を混乱又は停滞させる開示請求等が繰り返されるもの	<ul style="list-style-type: none"> ○ 以前の開示請求と同一の対象公文書が特定され、若しくは対象公文書が存在等であることが実施機関の説明により明らかであるにもかかわらず、社会通念上相当とは認められない間隔・頻度で開示請求を繰り返す。 ○ 短期間における多数回の開示請求については、通常業務が停滞するなどの支障が生じると実施機関から説明を受けたにもかかわらず、先に行われた開示請求等による開示等が行われる前に、新たな開示請求等を繰り返す。
④	開示請求に係る公文書が著しく大量であるもの	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開示請求者に対し、対象公文書の特定等について補正を依頼したにもかかわらず正当な理由なくこれに応じず、条例第12条第3項に基づく開示決定等の期限の特例を適用したとしても、なお開示決定事務の遂行に著しい支障を生ずる大量の公文書を対象とする開示請求を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成28年から令和元年までの間に、合計466件の開示請求 ・ 約7万枚を超える対象公文書のほとんどが未閲覧

※東京都情報公開・個人情報保護審査会における過去答申等を参考に類型化したもの

3 裁判例

	権利濫用が認められた例		権利濫用が認められなかった例
①	<p>平成14年10月23日 横浜地裁判決 《横浜市の情報公開条例に基づく開示請求》</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象文書の不特定、かつ補正拒否 対象文書が大量、膨大 <p>○ <u>公開請求の全部の公開を同時に認めなければ、公文書取得目的が達成できないとはいいい切れない</u></p>	①	<p>平成15年10月31日 東京地裁判決 《行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示請求》</p> <p>○ <u>開示に相当な時間を要することのみを理由</u>として開示請求を拒むことはできない</p>
②	<p>平成25年3月28日 名古屋地裁判決 《愛知県の情報公開・個人情報保護条例に基づく開示請求》</p> <ul style="list-style-type: none"> 文書特定の補正拒否 職員に対する不当要求の繰り返し <p>○ <u>情報公開条例等の定める開示請求制度の趣旨から乖離し、社会通念上相当と認められる範囲を逸脱</u></p>	②	<p>平成19年8月31日 高松高裁判決 《高松市の情報公開条例に基づく開示請求》</p> <p>○ <u>事務負担が大であることをもって</u>権利濫用性を基礎付けることはできない</p>
③	<p>平成23年7月20日 東京高裁判決 《横須賀市の情報公開条例に基づく開示請求》</p> <ul style="list-style-type: none"> 包括的な大量請求 対象文書の不特定、かつ補正拒否 <p>○ <u>実施機関の業務に著しい支障を生じさせることを目的として本件公開請求をしたと評価せざるを得ない</u></p>	③	<p>平成19年10月31日 さいたま地裁判決 《戸田市の情報公開条例に基づく開示請求》</p> <p>○ 条例に基づく公開請求においては、その理由や請求対象文書の利用目的は問われない。また、<u>文書の量が多いとしても、そのことから直ちに請求が権利の濫用に当たると評価することもできない。</u></p>
④	<p>平成23年11月30日 東京高裁判決 《行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示請求》</p> <ul style="list-style-type: none"> 包括的な大量請求 対象文書の不特定、かつ補正拒否 <p>○ <u>通常業務に著しい支障を生じさせるものである</u></p>	④	<p>平成19年10月5日 佐賀地裁判決 《佐賀市情報公開条例に基づく開示請求》</p> <p>○ <u>請求の目的が営利目的であることだけを理由に</u>公開請求が権利の濫用に当たるといえることはできない。</p>